論点1 いわゆる同和地区の識別情報の摘示について

特定の個人ではなく、特定の地区が同和地区であったとする情報の摘示をプライバシーの侵害と考えてよいか? 投稿例) 「△△市△△地区は同和地区である」 参考:東京地判令和3年9月27日Westlaw2021WLJPCA09276002

【論点整理(案)】

- (1)特定の地区が同和地区であったとする情報の摘示
 - 特定の個人に関する情報ではないものの、当該個人の住所等と対照することにより、同和地区の居住者や出身者であるか否かを容易に特定することができることから、特定の地区が同和地区であったとする情報の摘示をプライバシーの侵害にあたると考えてよいか1。
- (2)学術研究等の正当な目的による公開

学術研究等の正当な目的であっても、アクセスの容易さに鑑み、公開の態様や文脈等から、当該地区出身者等が 差別を受けるなど具体的な被害を受ける可能性が相当に低いといえる場合でない限り、プライバシーの侵害にあたる と考えてよいか²。

<u>論点2 その他の共通の属性の識別情報の摘示について</u>

不当な差別的取扱いの助長誘発という観点から、その他の識別情報の摘示をプライバシーの侵害と考えてよいか? 投稿例)「〇〇(人名)は同性愛者である|参考:東京高判令和2年11月25日Westlaw2020WLJPCA11256019

【論点整理(案)】

(1)人種、民族、社会的身分、身体障がい、知的障がい若しくは精神障がい等心身の機能の障がい、疾病及び性的指向、 性自認の摘示

プロバイダガイドライン及び裁判例を踏まえ、<u>人種、民族、社会的身分、身体障がい、知的障がい若しくは精神障がい等心身の機能の障がい、疾病及び性的指向、性自認の摘示は、プライバシーの侵害にあたると考えてよいか4(ただし、本人が当該属性を有することを公にしている場合を除く。)</u>。

(2)信条及び性別の摘示

当該事実の摘示がただちに不当な差別的取扱いを助長誘発するといえるか否かという観点及び要配慮個人情報の 定義を踏まえ、<u>信条及び性別の摘示について、どのように考えるべきか</u>5。